

## 日本核酸医薬学会利益相反(COI)マネジメント規程

### (目的)

第1条 日本核酸医薬学会は、その活動において社会的責任と倫理性が求められていることに鑑み、利益相反マネジメント規程を策定する。その目的は、日本核酸医薬学会が利益相反状態を適切にマネジメントすることにより、研究結果の発表やそれらの普及、啓発を、中立性と公明性を維持した状態で適正に推進させ、核酸医薬の創出に貢献することにより社会的責務を果たすことにある。

### (対象者)

第2条 利益相反状態が生じる可能性がある下記の対象者に対し、本規程を適用する。対象者は別途定める様式に従い、各々定められた期日までに自己の利益相反について申告しなければならない。

- 1) 本学会の役員（会長、副会長、幹事、事務局長）
- 2) 学術集会担当責任者（年会長等）、学会賞選定委員会委員長、サテライトシンポジウム主催責任者
- 3) 日本核酸医薬学会が発行する会誌の投稿者（すべての共著者）
- 4) 日本核酸医薬学会年会及びサテライトシンポジウムでの講演者・発表者（本人及び共同研究者全員）
- 5) 1)～4)の対象者の配偶者、一親等の親族
- 6) その他、本学会長や利益相反委員長が必要と認める者

### (開示の範囲)

第3条 開示する利益相反の範囲については以下に定める。

- 1) 前条1項の本学会の役員及び2項の学術集会担当責任者等については、過去2年間のすべての利益相反を開示する。
- 2) 前条3項の日本核酸医薬学会が発行する会誌の投稿者（すべての共著者）、及び4項の日本核酸医薬学会年会及びサテライトシンポジウムでの講演者・発表者は、本人及び共同研究者全員のすべての利益相反について過去3年間の投稿内容あるいは発表内容に関連する事項を開示する。

### (開示の方法)

第4条 開示の時期および方法については以下に定める。

- 1) 第2条1項の本学会の役員及び2項の学術集会担当責任者等は、就任時および1年に1回、利益相反自己申告書を提出する。
- 2) 第2条3項の投稿者は、投稿時に論文原稿とともに利益相反自己申告書を提

出する。全共著者の利益相反情報は出版時に論文末尾に印刷される。

3) 第2条4項の日本核酸医薬学会年会及びサテライトシンポジウムでの講演者・発表者は、本人及び共同研究者全員の利益相反情報を発表時に定められた形式で開示する。

(開示すべき項目)

第5条 開示すべき項目については以下に定める。

- 1) 企業または営利を目的とした団体の社員、役員、顧問職については、1つの企業または団体からの報酬額が年間100万円以上。
- 2) 株の所有については、1つの企業についての1年間の株による利益(配当、売却益の総和)が100万円以上、あるいは当該企業の全株式の5%以上。
- 3) 企業または営利を目的とした団体からの特許権使用料が年間100万円以上。
- 4) 企業または営利を目的とした団体から、会議の出席(講演・座長)等に対し、研究者を拘束した時間・労力に対して支払われた日当(講演料など)については、1つの企業または団体からの年間合計が50万円以上。
- 5) 企業または営利を目的とした団体がパンフレットなどの執筆に対して支払った原稿料については、1つの企業または団体からの年間の原稿料が合計50万円以上。
- 6) 企業または営利を目的とした団体が提供する研究費または奨学寄付金(指定寄付金)については、1つの企業・団体から支払われた総額が年間100万円以上。
- 7) 訴訟等に際して企業や営利を目的とした団体から支払われる顧問料及び謝礼については、1つの企業・団体から支払われた総額が年間10万円以上。
- 8) 企業や営利を目的とした団体から寄付講座の提供を受け入れている場合、あるいは申告者の給与が寄付講座または企業等からの外部資金によってまかなわれている場合に記載する。
- 9) 企業や営利を目的とした団体から研究員・非常勤講師・客員教員・社会人大学院生等を受け入れている場合に記載する。
- 10) その他の報酬(研究とは直接無関係な旅行、贈答品など)については、1つの企業または団体から受けた報酬が年間5万円以上。

(利益相反委員会)

第6条

1. 利益相反委員会は、会長が指名する本学会会員若干名および外部委員1名以上により構成し、委員長は委員の互選により選出する。
2. 利益相反委員会は、提出されたCOI情報の確認・調査等を行う。本学会事務局員は、利益相反委員会委員長の指示のもと、これに協力することができる。

3. 利益相反委員会委員および本学会事務局員は、委員会の活動により知った会員の COI 情報についての守秘義務を負う。

4. 利益相反委員会は、評議員会と連携して、本規則に定めるところにより、役員の COI 状態の管理と違反者に対する対応を行う。

(利益相反自己申告書の取扱い)

第7条 本規程に基づいて日本核酸医薬学会に提出された利益相反自己申告書及びそこに開示された利益相反情報は、日本核酸医薬学会事務局において会長を管理責任者とし、個人情報として厳重に保管・管理される。日本核酸医薬学会は本情報を扱う事務局員を限定する。

2. 利益相反情報は、本規程にて定めた事項を処理するために利益相反委員会が審査する。

3. 申告者の利益相反情報は原則非公開とする、ただし、評議員会において、本学会として社会的・道義的な説明責任を果たすために必要があると認めた場合には、必要な範囲で本学会の内外に開示または公開することができるものとする。

4. 開示された利益相反情報の保管期間は、第2条1項の本学会の役員及び2項の学術集会担当責任者等の任期終了後2年間とし、その後は会長の監督下で廃棄される。ただし、その保管期間中に利益相反情報について疑義もしくは社会的・法的問題が生じた場合は、評議員会は当該利益相反情報の廃棄を保留できるものとする。

(指針違反者への措置)

第8条 評議員会が重大な遵守不履行に該当すると判断した場合には以下の措置を取ることができる。

- 1) 日本核酸医薬学会及びサテライトシンポジウムでの発表の禁止
- 2) 日本核酸医薬学会が発行する刊行物への論文掲載の禁止
- 3) 第2条1項の本学会の役員及び2項の学術集会担当責任者等への就任の禁止、評議員会への参加の禁止

(不服申し立て)

第9条 前条により措置を受けると決定された者が、当該結果に不服があるときは、通知を受けた日から7日以内に、会長宛ての不服申し立て審査請求書を学会事務局に提出することにより、審査請求をすることができる。

2. 会長は、前項の審査請求を受けた場合、速やかに不服申し立て審査委員会(以下「審査委員会」という)を設置しなければならない。

3. 審査委員会は、特別の事情がない限り、審査に関する第 1 回の委員会開催日から 30 日以内に不服申立てに対する答申書をまとめ、会長に提出する。
4. 審査委員会の決定に対しては、不服申し立てはできない。

(規程の改廃)

第 10 条 本規程は、評議員会の決議をもって変更できるものとする。

附則

1. 本規程に定めるもののほか、本規程の実施について必要な事項は別途定める。
2. 本規程は 2020 年 4 月 1 日から施行する。